

生ごみの資源化

飼料や堆肥などの原料にすることができます。

生ごみが発生する事業者の方は、分別と資源化をお願いします。

また、食品の卸売・小売業者、飲食店や食事の提供を伴う事業者は食品リサイクル法により、食品廃棄物の再生利用等を可能な限り実施する義務があります。

※市内には民間の資源化施設があり、資源化しやすい環境となっています。
※詳しくはごみ処理を委託している許可業者にお問い合わせください。

せん定枝類の資源化

チップ化等により燃料や堆肥の原料にすることができます。

せん定枝・刈草・落葉等を排出する事業者の方は、資源化をお願いします。

※市内には民間の資源化施設があり、資源化しやすい環境となっています。
※詳しくはごみ処理を委託している許可業者にお問い合わせください。

一般廃棄物収集運搬許可業者

・名古屋市公式ウェブサイト <https://www.city.nagoya.jp/>
→サイト内検索
・名古屋市一般廃棄物事業協同組合 (☎052-961-5383)

産業廃棄物処理業者

・名古屋市公式ウェブサイト <https://www.city.nagoya.jp/>
→サイト内検索
・(一社)愛知県産業資源循環協会 (☎052-332-0346)

資源化業者等一覧 (順不同)

資源化については、ごみの収集を委託している許可業者や、下記の業者にご相談ください。

古紙・機密書類	愛知県古紙協同組合	☎052-533-2371	せん定枝類	名古屋港木材倉庫株式会社	☎052-611-9700
	名古屋リサイクル協同組合	☎052-582-3990	古繊維	愛知県古着リサイクル協同組合	☎0587-93-2995
	名古屋再生資源協同組合	☎052-228-9371	鉄くず	愛知県鉄屑加工処理協同組合	☎052-586-3681
生ごみ	中部有機リサイクル株式会社 (飼料化)	☎052-725-9200	びん	中部びん商連合会	☎052-381-6201
				東海硝子原料問屋組合	☎0587-66-6451

各区の環境事業所一覧

お問い合わせ時間 / 午前8時～午後4時45分 (市外局番 052)

千種環境事業所 ☎771-0424	東環境事業所 ☎723-5311	北環境事業所 ☎981-0421	西環境事業所 ☎522-4126
中村環境事業所 ☎481-5391	中環境事業所 ☎251-1735	昭和環境事業所 ☎871-0504	瑞穂環境事業所 ☎882-5300
熱田環境事業所 ☎671-2200	中川環境事業所 ☎361-7638	港環境事業所 ☎382-3575	南環境事業所 ☎614-6220
守山環境事業所 ☎798-3771	緑環境事業所 ☎891-0976	名東環境事業所 ☎773-3214	天白環境事業所 ☎833-4031

名古屋市環境局資源循環推進課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL 052-972-2390 (直通)

FAX 052-972-4133

E-mail a2297@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
世界を変えるための17の目標



ターゲット 12.5

2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

このリーフレットは古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

令和6年4月発行

事業活動に伴うごみの出し方

名古屋市から事業者の皆様へ

- 事業活動から出るごみは、市は収集しません。(資源の一部を除く)
- 可燃ごみ等の一般廃棄物は一般廃棄物収集運搬許可業者に。
- 廃プラスチック等の産業廃棄物は産業廃棄物処理業者に。
- リサイクル可能な紙類や生ごみ等は資源化をお願いします。

事業者の責務

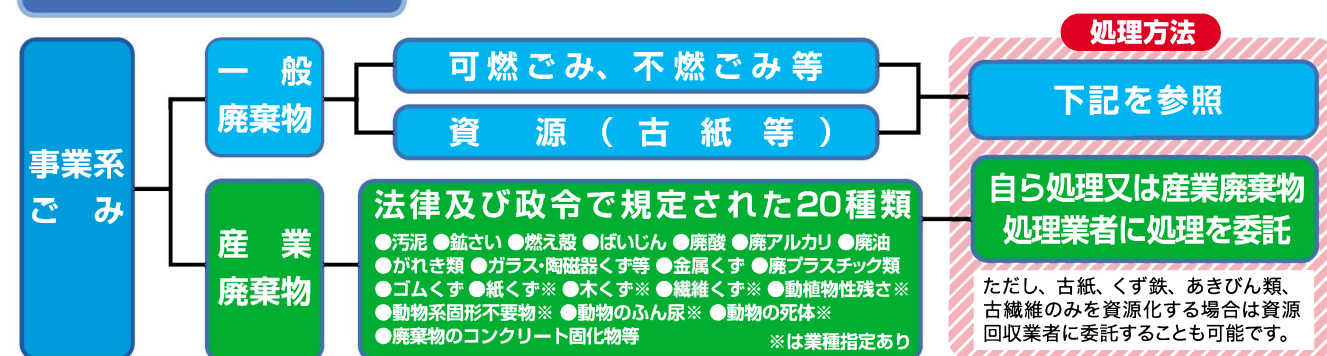
店舗・オフィス・工場・病院・学校・官公署等、事業活動に伴って生じた廃棄物は、量の多少に関わらず、事業者自らの責任において適正に処理していただく必要があります。

- 少量であっても家庭ごみとして市の収集に出すことはできません。(資源の一部を除く)
- お仕事の場所とお住まいが一緒の場合でも、お仕事から出るごみ(事業系ごみ)とお住まいから出るごみ(家庭ごみ)に分けて出してください。

また、資源化等を行うことにより減量に努めることも必要です。

- 排出段階で分別をすることにより、リサイクル可能な「資源」となります。
- 発生抑制や資源化を進めてごみの減量に取り組むことが、ごみ処理コストの削減にも繋がります。
- 積極的なごみ減量にご協力いただきますようお願いいたします。

事業系ごみの区分



事業系ごみ(一般廃棄物)の処理方法

一般廃棄物収集運搬許可業者(許可業者)に処理を委託する

許可業者と契約し、可燃ごみ、不燃ごみ、資源等、区分ごとに分別を行い排出します。

※許可の無い業者への委託は廃棄物処理法違反となります。

収集・運搬・処分手数料

収集・運搬・処分手数料は契約する許可業者にご確認ください。

自ら市の処理施設に搬入する(資源を除く)

可燃ごみ、不燃ごみ等、区分ごとに分別を行い、自らごみが発生した区の環境事業所で手続き後、可燃ごみは焼却工場、不燃ごみは破砕工場等へ搬入して頂きます。

※搬入方法等については各区の環境事業所へお問い合わせください。

市処理施設処分手数料

10キログラム200円又は1立方メートル4,000円
※1立方メートルあたりの重量が200キログラム以下の時は、1立方メートルあたりの手数料をお支払いいただきます。

名古屋市



シャチのジュンちゃん